

平成18年6月27日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地

アネスト岩田株式会社

代表取締役社長 森 本 潔

第60期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成18年6月27日開催の当社第60期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第60期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告ならびに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式取得報告の件
 2. 第60期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 第60期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され利益配当金は、1株につき5円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第2章 株 式 (株式の総数及び株式の消却) 第5条 当社の発行する株式の総数は1億9,189万株とする。 <u>但し、株式消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2項の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 (2) 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）にかかわる株券を発行しないものとする。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億8,929万株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第6条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u> 2. 当社は、<u>単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>会社法施行に伴う用語の変更ならびに自己株式の消却による発行株式数の変更</p> <p>会社法施行により新設するものであります。</p> <p>会社法の引用条文の変更と用語に合わせて変更するものであります。併せて条数を繰下げるものであります。</p> <p>会社法の用語に合わせて変更するものであります。併せて条数を繰下げるものであります。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(単元未満株式の買い増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>会社法の条文規定に合わせ変更するものであります。併せて条数を繰下げるものであります。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利</u></p>	<p>会社法施行により単元未満株主の権利を明確化するため新設したものです。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>決算期後からその決算期に関する定時株主総会日までに新株発行等が行われた場合に、株主様の議決権行使を促す等、機動的な対処が可能となるよう変更するものです。併せて条数を繰下げるものであります。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>新 設</p> <p>(2) 前項の外必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する。</p> <p>(3) 当会社の株主名簿ならびに株券喪失登録名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消(保管振替機関に預託された株券の株式は除く。)、株券の不所持、単元未満株式の買取り及び買増し、株券の再交付、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社では取扱わない。</p>	<p>(2) 前項の規定にかかわらず、取締役会はあらかじめ公告してこれと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</p> <p>(3) 前2項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。</p>	<p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り及び買増し、株券の再交付、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱い</u>については法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き取締役会が定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、<u>その他の株式または新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>
<p>第12条 (削 除)</p>	<p>(削 除)</p>	
<p>第 3 章 株主総会 (総会の招集)</p>	<p>第 3 章 株主総会 (総会の招集)</p>	
<p>第13条 (省 略)</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p>	<p>条数を繰下げるものです。</p>
<p>(総会の招集地)</p>	<p>(招集地)</p>	
<p>第14条 株主総会は東京都渋谷区又はその隣接区内若しくは神奈川県横浜市に於いて開催する。</p>	<p>第15条 当会社の株主総会は、<u>神奈川県横浜市もしくは東京都区内</u>で開催する。</p>	<p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>
<p>(総会の議長)</p>	<p>(招集権者および議長)</p>	
<p>第15条 (省 略) (2) (省 略)</p>	<p>第16条 (現行どおり) (2) (現行どおり)</p>	<p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>
<p>(総会の決議)</p>	<p>(決議の方法)</p>	
<p>第16条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数を以てこれを決する。 (2) 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u> (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主又はその法定代理人は<u>当該株主総会に於て、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>(2) 株主または代理人はその代理権を証する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>新 設</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 新 設</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会に於て選任する。</u></p> <p>(2) 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>(2) 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事については、<u>法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第20条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) 取締役会の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法の施行により新設するものです。</p> <p>会社法の施行により新設するものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>新 設</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、就任後2年 内の最終の決算期に関する 定時株主総会終結のときま でとする。</p> <p>(2) 増員又は補欠として選任され た取締役の任期は、<u>他の現 任された取締役の任期の満 了すべきときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役会の決議により会社を 代表すべき取締役として取 締役会長1名、取締役社長 1名を定める。但し、取締 役会長を欠員とすることが できる。</p> <p>(役付取締役) 第22条 (省略)</p> <p>(取締役の報酬) 第23条 取締役の報酬は、株主総会の 決議により定める。</p>	<p>(取締役の解任) 第23条 <u>取締役の解任決議は、議決権 を行使することができる株主 の議決権の過半数を有する株 主が出席し、出席した当該株 主の議決権の3分の2以上を もって行う。</u></p> <p>(任期) 第24条 取締役の任期は、選任後2年 以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株 主総会の終結のときまでとす る。</p> <p>(2) 増員または補欠として選任さ れた取締役の任期は、<u>在任取 締役の任期の満了する</u>ときま でとする。</p> <p>(代表取締役) 第25条 取締役会は、その決議によっ て、会社を代表すべき取締役 として取締役会長1名、取締 役社長1名を選定する。但 し、取締役会長を欠員とす ることができる。</p> <p>(役付取締役) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の 職務執行の対価として当会社 から受ける財産上の利益(以 下、「報酬等」という。)は、 株主総会の決議によって定め る。</p>	<p>取締役解任要件が、旧商法の株主総会 「特別決議」から会社法では株主総会 「普通決議」に変更となるが、定款の 定めにより解任要件を加重できること から、新設するものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するもので す。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するもので す。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するもので す。併せて条数を繰下げるものです。</p>
<p>新 設</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 <u>当会社は、会社法第426条第 1項の規定により、取締役会 の決議によって、同法第423 条第1項に規定する取締役 (取締役であった者を含 む。)の損害賠償責任を法令 の限度において免除するこ とができる。</u></p>	<p>取締役の会社に対する賠償責任軽減規 定を設けることが認められたことに伴 い、法令に定める範囲内でその責任を 免除する旨の規定を定款に新設するも ののです。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>新 設</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 (省 略)</p> <p>(2) <u>取締役会は取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(2) <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(2) <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第30条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>会社法の施行により、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる制度を導入するものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>
<p>新 設</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第31条 <u>当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>会社法の施行により取締役会の書面決議が認められることから、新設するものです。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及び結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規定) 第27条 (省 略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 新 設</p> <p>(監査役の定員) 第28条 (省 略)</p> <p>(監査役の選任方法) 第29条 監査役は、株主総会に於て選任する。 (2) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第32条 取締役会の議事については、<u>法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規定) 第33条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第34条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員数) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第37条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法施行により新設するものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役の報酬) 第32条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 (省 略) (2) 監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条から移設</p> <p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会における議事の経過の要領及び結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 監査役会の項に移設</p> <p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第39条 (現行どおり) (2) 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(常勤の監査役) 第41条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の議事録) 第42条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法施行により移設したものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(監査役会規定) 第36条 (省 略)</p> <p>新 設</p> <p>新 設</p>	<p>(監査役会規定) 第43条 現行どおり</p> <p>(監査役の責任免除) 第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第45条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(選任方法) 第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>監査役の会社に対する賠償責任軽減規定を設けることが認められたことに伴い、法令に定める範囲内でその責任を免除する旨の規定を定款に新設するものです。</p> <p>会社法の施行により、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる制度を導入するものです。</p> <p>会社法の施行により新設するものです。</p> <p>会社法の施行により新設するものです。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第37条 当社の営業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第47条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第48条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第49条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第50条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。</p>	<p>会社法の施行により新設するものです。</p> <p>会社法の施行により新設するものです。</p> <p>会社法施行により、取締役会の決議による会計監査人の責任免除並びに会計監査人との責任限定契約の締結に関する定めを定款に設けることが認められたことにより、新設するものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰上げるものです。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(2) 毎営業年度末日に決算を行う。</p> <p><u>(利益配当金)</u> 第38条 <u>利益配当金は株主総会の承認を得て毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主又は登録質権者に対し支払う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u> 第39条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(2) <u>中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内の取締役会で定める。</u></p> <p><u>(配当金等の除斥期間)</u> 第40条 <u>利益配当金又は前条の規定に基く中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。</u></p> <p>(2) <u>未払利益配当金及び前条の規定に基く未払中間配当金に対しては利息を附さない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u> 第51条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し支払う。</u></p> <p>(2) <u>前項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u> 第52条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当金等の除斥期間)</u> 第53条 <u>剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>(2) <u>未払いの剰余金の配当金及び中間配当金に対しては利息を附さない。</u></p>	<p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p> <p>会社法の用語に合わせ変更するものです。併せて条数を繰下げるものです。</p>

第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり「取締役の報酬額は年額1億5千万円以内、監査役の報酬額は年額5千万円以内」と改定することに承認可決されました。

以上

第60期の配当金のお支払いについて

本株主総会の決議により、当期の利益配当金は1株につき5円と決定いたしましたので、同封の書類をご高覧のうえ下記区分にしたがって郵便局または銀行（取扱期間は、平成18年6月28日から平成18年7月31日まで）でお忘れなくお受取りくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 銀行口座、または郵便貯金口座への振込みをご指定の株主各位につきましては、同封の「配当金計算書」に記載の金額をご指定の銀行口座、または郵便貯金口座へ振込みさせていただきますので、入金をご確認くださいようお願い申し上げます。
2. 銀行預金口座、または郵便貯金口座への振込みをご指定されていない株主各位につきましては、同封の「郵便振替支払通知書」により郵便局の窓口で現金をお受取りになれますほか、預金口座のある銀行の窓口で銀行預金口座へご入金することもできます。

下記書類を同封申し上げます。

第60期事業報告書	（全株主各位へ）
郵便振替支払通知書	（銀行・郵便局振込みご指定の方を除く）
配当金計算書	（銀行・郵便局振込みご指定の方）
配当金振込先のご確認について	（銀行・郵便局振込みご指定の方）